

従業員を
増やしたい!

お店を
宣伝したい!

お店の設備を
更新したい!

組合員のみなさまを
応援しています!

経営の安定化に向けてご活用ください!

日本公庫の 生活衛生改善貸付

「生活衛生改善貸付」 とは?

- 従業員が5人（旅館業および興行場営業は20人）以下の生活衛生関係営業者の方にご利用いただける無担保・無保証人の融資制度です。
- ご利用にあたっては、一定の要件を満たした上で、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けることが必要となります。

ご融資額

2,000万円以内

ご返済期間
(うち据置期間)

10年以内 (2年以内)

利率 (注)

特別利率F

担保・保証人

不要 (法人の代表者保証も不要)

(注) 利率は、日本公庫のホームページの金利情報
【国民生活事業主要利率一覧表】からご確認ください。

ご相談は、生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターまたは日本公庫 国民生活事業の窓口までお気軽にどうぞ。
なお、審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。



日本政策金融公庫
国民生活事業



お問い合わせ先

秋田支店 TEL: 0570-005597

〒010-0001 秋田市中通5-1-51 (北都ビルディング1階)

大館支店 TEL: 0570-005626

〒017-8567 大館市御成町2-3-38